

事業主の皆様へ

従業員の
個人住民税は、
特別徴収で
納めましょう！



特別徴収とは

従業員の給与から個人住民税を天引きし、
事業主が毎月納付するものです。



給与所得者の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています。

福岡県
と県内市町村は
連携して、個人住民税の
特別徴収を推進して
います。

特別徴収の手続きに関するお問い合わせは、各市町村の
個人住民税担当課にご連絡を！

～事業主の皆さまへ～

個人住民税の「特別徴収」への 切り替えのご案内

特別徴収制度とは・・・

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給料から個人住民税（市町村民税＋県民税）を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村条例の規定により、事業主（給与支払者）で、所得税の源泉徴収を行う義務のある方は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として従業員の個人住民税の特別徴収をしていただくことになっています。（事業者や従業員の意味で「特別徴収」「普通徴収」を選択することはできません。）

従業員の方にとって
たいへん便利な制度
です。

個人住民税の特別徴収制度は、

- ① 従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けます。
- ② 納め忘れがなくなるので、滞納となって延滞金が発生する心配がなくなります。
- ③ 毎月の給与天引き（年12回払い）になるので、1回当たりの税負担額が少なくなります。（普通徴収は年4回払い）

事業所に対して個人
住民税の税額決定
通知を市町村から
送ります。

所得税と違って、従業員の税額計算は市町村で行い、5月中旬に従業員ごとの特別徴収税額を通知します。

この通知に記載された金額（月額）を、6月以降、それぞれの従業員給与から毎月天引き（特別徴収）し、各市町村に納入してください。

★ 特別徴収事務の流れ（手続き）

- ・ 1月初旬 給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、「総括表」に「特別徴収」と記載してください。
- ・ 5月中旬 従業員の住所地市町村から、従業員ごとの特別徴収税額の決定通知書（事業所用、従業員用）、納付書などが送付されます。（従業員用の税額の決定通知書は該当従業員に渡してください。）
- ・ 6月 従業員の6月分給料から天引きを開始します。（翌年5月まで）
- ・ 7月10日 従業員の6月分給料から天引きされた個人住民税は、給料支給翌月の10日までに、（5月に市町村から送付された）納付書により、金融機関等から該当市町村に納入してください。（毎月実施）

お問い合わせ先

- 各市町村個人住民税担当課（手続きに関すること）
- 福岡県税務課（制度に関すること）
（特別徴税班 Tel 092-643-3049）



詳しくは各市町村、福岡県のホームページをご覧ください。